

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月1日

【事業年度】 第84期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 日本伸銅株式会社

【英訳名】 NIPPON SHINDO CO., LTD

【代表者の役職氏名】 取締役社長 八木 善治

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区南島町3丁1番地1

【電話番号】 堺 (072) 229 - 0346

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉田 剛

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区南島町3丁1番地1

【電話番号】 堺 (072) 229 - 0346

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉田 剛

【縦覧に供する場所】 日本伸銅株式会社 東京支店
(東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビル内)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第84期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (7) 省略

(訂正後)

(1) ～ (7) 省略

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。